議題1：地方青少年問題協議会法の改正について

市 名		各　市　の　状　況
1	名古屋市	本市では、地方青少年問題協議会を設置しておりません。
2	豊橋市	本市においては、条例改正を行い（3月議会を予定）、従来どおり市長を協議会会長とする予定です。
3	岡崎市	・岡崎市青少年問題協議会条例を社会教育委員の条例改正と合わせて12月議会で改正予定。 会長は検討中、他市を参考にしたい。 （・平成19年度から委員の委嘱のみで会議を開催していない。） （・青少年健全育成については岡崎市少年愛護センター運営委員会で審議している。）
4	一宮市	改正を含め、検討中です。
5	瀬戸市	現在検討中です。
6	半田市	本市では、地方青少年問題協議会法に基づき、半田市青少年問題協議会を設置し、条例により会長及び委員の要件については、「会長は市長」「委員は市議会の議員、関係行政機関の職員、学識経験がある者」と規定しています。 このため、法改正による会長及び委員の要件廃止により、本市の条例改正が必ずしも必要となる訳ではありませんが、要件廃止の趣旨や本市の青少年問題協議会の現状などにより、条例改正をするか否か判断したい。 なお、条例改正する場合は、12月議会への上程を考えています。
7	春日井市	当市は地方青少年問題協議会法に基づく地方青少年問題協議会を設置していない。 なお、任意団体として「春日井市青少年問題協議会」（S57年7月設立、 H20年6月より「春日井市青少年健全育成推進会議」に名称変更）を設置している。
8	豊川市	今回の条例改正において、豊川市青少年問題協議会長は、市長とする予定です。
9	津島市	条例改正予定はあるが、会長や委員の要件についてはこれまでどおり。市長には引き続き会長となってもらう旨確認済です。
10	碧南市	碧南市には青少年健全育成に関する3つの会議があり、青少年健全育成を推進しています。 まず、一番上位部に「青少年問題協議会」があります。青少年に関する基本方針の決定の場であり、6月と2月に年2回開催しております。 そして、その下に「青少年育成市民会議」があります。この会は、市内の様々な団体の代表の方で組織された会であり、市全体で取り組む啓発活動や、関係団体相互の連絡調整のための会であります。 もう一つは「青少年育成推進員連絡会」です。青少年育成推進員は青少年健全育成や家庭教育の推進のため、公民館を拠点にさまざまな事業の中心となって活動します。この会は市内7地区の推進員で構成され、相互の連絡調整をする場であり、地区間の連携を図る大切な会議です。 今回、法改正により、地方青少年問題協議会の会長と委員の要件に係る規定が廃止されることになりますが、引き続き、碧南市では協議会の会長を首長とする方向で検討を進めております。
11	刈谷市	刈谷市青少年問題協議会の会長は市長ですが、地方青少年問題協議会法の改正により、市長から変更する方向で検討しています。また、他の委員においても同じく変更する方向で検討をしています。
12	豊田市	●青少年問題協議会の審議内容を他の会議で補完しているため、現状設置・開催していない。（青少年問題協議会条例は、H25.6議会で廃止） ※補完会議：子どもにやさしいまちづくり推進会議など □

市 名		各　市　の　状　況
13	安城市	安城市では、平成18年度まで青少年問題協議会及び青少年愛護センター運営委員会を年2回合同で開催しておりました。平成19年度より、青少年問題協議会については、市側が青少年問題に対し、意見を求める必要がある場合に開催することに変更し平成19年度以降休止。青少年愛護センター運営委員会は、年１回開催に変更しております。 条例改正については、会長を互選で定めることや構成委員の選出を検討しております。構成委員は、青少年愛護センター運営委員会と同様の委員を検討しております。
14	西尾市	本協議会の活動は教育委員会のみでなく市長部局とも連携して取り組むものであり、本市は市長を会長とする条例改正をする予定です。
15	蒲郡市	蒲郡市青少年問題協議会条例の第2条の2において「法第3条３項の規定により」とあるのでこの部分については、削除する方向で条例改正を考えている。 ただし、会長については、従来通り市長にお願いすることで調整中。
16	犬山市	第3次一括法の制定により、犬山市では犬山市青少年問題協議会条例を下記のとおり改正し、12月議会に上程する予定です。 ①市条例の「会長は市長がこれに任じ会務を総理する」を削ります。 理由:現行において犬山市は、2か月に1度協議会を開催し、青少年の健全育成に資するための実践的な活動を実施しており、多忙な市長が会務を総理することが困難な状況であります。そのため、今後は協議会の実情に合わせ会長を選任できるよう条例改正を行うものです。 ②市条例において委員の委嘱の要件を設定します。 理由:上位法である「地方青少年問題協議会法」の委員要件が廃止されたことにより、市条例で委員委嘱の要件を制定する必要があるため改正を行うものです。
17	常滑市	当市の常滑市青少年問題連絡協議会は、地方青少年問題協議会法に基づいて設置したものではないので該当しません。（「常滑市青少年問題連絡協議会会則」）
18	江南市	「市長を会長」とする旨は、江南市の条例には規定されていない現時点では、市長を会長に充てていくこととするが、今後、検討を加えていく
19	小牧市	会長、委員要件については法に基づくものとして、条例上の規定が無いため、本改正に伴い、その要件等を定める必要があると考えていますが、内容に関しては現在検討中です。
20	稲沢市	稲沢市では条例で「協議会の会長は、市長をもって充てる」と定めておりますが、今回の法改正に伴い、直ちに条例改正する予定はありません。しかし、協議会の所掌事務に「法第２条第２項の規定による意見の具申に関すること」とあり、今後は会長が市長であることの必要性を議論する必要があると思われます。このため、各市の状況を見ながら、方針を定めたいと考えております。
21	新城市	本市条例においては、同法第３条第２項を根拠に会長を市長とする旨を規定しているため、条例改正が必要と考えている。改正にあたっては、本市の他の附属機関を規定している条例を参考に、①会長を置くこと ②会長は委員の互選により選出すること 等を規定し整理する予定である。なお、次年度の同協議会委員として、市長をその委員に含めるかどうかについては今後検討する。（条例改正は１２月議会に上程予定）
22	東海市	東海市では青少年問題協議会を設置していないため、該当ありません。
23	大府市	大府市の青少年問題協議会条例では、会長や委員については規定していません。 今回の法改正に伴い、会長や委員を規定していく予定です。 会長については、今までとおり市長にやっていただくか今後調整を図っていきます。
24	知多市	１２月定例議会での条例改正を予定しています。内容については、現在検討中です。
25	知立市	地方青少年問題協議会法第３条第2項の廃止により会長を変更する予定はありません。
26	尾張旭市	当市には、青少年問題協議会の設置はありません。

市 名		各　市　の　状　況
27	高浜市	会長については、現行どおり、市長とする内容での条例改正を検討しています。
28	岩倉市	岩倉市青少年問題協議会条例には、従来より法律に準じた形での規定を定めている。今回の法改定に伴い、会長や委員の要件を変更する予定はない。
29	豊明市	本市では、豊明市青少年問題協議会条例第４条第１項において、「会長は、市長の職務を行うものがこれにあたり、会務を総理する。」と規定しております。 しかしながら、青少年問題協議会は市の附属機関であり、市長を会長とすることは妥当でないと考えるところであり、「地方青少年問題協議会法」の改正を機に本市青少年問題協議会条例を改正する予定であります。 なお、改正内容については、今後検討することとしております。
30	日進市	日進市では、青少年問題協議会設置条例及び同規則において、市長が会長にあたる旨並びに委員のメンバーを明記しており、既に要件が定められています。 しかしながら、協議会の会議運営のあり方や市民参加推進の観点での附属機関委員の選任のあり方を検討している中で、委員のうち、市長・市議会議長・教育長については条例改正によりメンバー変更する方向で考えています。
31	田原市	委員要件については下記のとおりであるため条例を改正する必要がある。女性委員の登用もしていきたいとの意向から市民公募枠も入れていくことを含めて検討していく。会長は首長のままとし、変更はしない。 ※田原市青少年問題協議会条例抜粋 （組織） 第2条　協議会は、委員23人以内で組織する。 2　法第3条第3項の規定により、学識経験がある者で任命された委員の任期は、2年とする。
32	愛西市	当市の条例では、会長や委員の要件を定めていないので、何らかの要件が必要とするのか、近隣市町の状況を踏まえながら、検討していきたい。
33	清須市	本市では、地方青少年問題協議会を組織しておらず、地方青少年問題協議会法の改正による変更等の予定はありません。
34	北名古屋市	北名古屋市においては、条例で「会長は、市長とし、会務を総理する。」と定めています。 今回の法改正により、本市では、協議会の会長を市長とすることの要件を含め、構成委員についても改めていく方向で検討をしています。
35	弥富市	現行では、「地方青少年問題協議会法」第３条第２項の規定に基づき、会長は首長としております。今回、平成２５年６月１４日付け、事務連絡で内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年企画担当より通知がありましたように、条例改正を予定しておりますが、会長を首長とするかどうかは未定であります。
36	みよし市	①みよし市青少年問題協議会条例には、会長の充て職規定がありませんので、改正を行いません。 ②条文に、「法第３条第３項の規定により、学識経験がある者で任命された委員の任期は２年とする。」は削るなどの改正をする予定です。
37	あま市	青少年問題協議会条例が制定されていないため、条例改正を行う予定はありません。
38	長久手市	長久手市の協議会設置条例では、会長及び委員の要件に係る定めは無いですが、会長を首長とはせずに、会長の選出方法を委員の互選とする旨を定める予定です。 なお、委員の要件については別途要綱等で定める予定です。